

○南越前町若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金交付要綱

平成29年3月24日

南越前町告示第14号

(目的)

第1条 この告示は、南越前町（以下「町」という。）における若い世代の定住を促進するため、住宅を新築した者に、南越前町若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業（以下「事業」という。）に要する経費に係る補助金の交付について、南越前町補助金等交付規則（平成17年南越前町規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 独立しても居住できる居室を有する建物で、台所、便所及び浴室の設備を有する建物を造ることをいう。
- (2) 住宅 居住する用に供する一戸建て住宅（店舗併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1以上あるもの）をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 新築を取得した者で、町に住所を有するもの又は転入者であること。
- (2) 第9条に規定する補助金申請時に満40歳未満であること。
- (3) 補助の対象となる住宅の所有権を有していること。
- (4) 補助の対象となる住宅の世帯構成員全員が町税等を滞納していないこと。
- (5) その他町長が特に必要と認める者

(補助対象新築住宅)

第4条 補助の対象となる新築住宅（以下「新築住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町への定住を目的に、町が分譲した宅地（以下「町分譲地」という。）に新築し、補助対象者が居住する住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）その他関係法令の基準を満たしていること。
- (3) 補助対象者は、取得した住宅の持ち分の2分の1以上の保存登記をしなければならない。

(補助対象の例外)

第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付対象としない。

(1) 国、県及び町の同様の補助制度の対象となった場合は、当該補助制度に係る工事の全部又は一部

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認める工事

(補助金の額)

第6条 補助金の額は次のとおりとし、1,000円に満たない額はこれを切り捨てるものとする。

(1) 40歳未満の申請者が町分譲地に新築住宅を取得した場合は、町分譲地売買価格の5分の1以下とする。

(2) 30歳未満の申請者が町分譲地に新築住宅を取得した場合は、町分譲地売買価格の5分の2以下とする。

(認定申請)

第7条 補助金を受けようとする者は、南越前町若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金認定交付申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の認定申請書のほか、必要な書類を提出させ、又はその一部を省略させることができる。

(補助対象の認定)

第8条 町長は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは補助対象の確認をし、補助対象に適合していると認められたときはこれを認定し、補助金内示額を明記した南越前町若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金認定交付決定通知書(様式第2号。以下「認定交付決定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 前条の規定による認定交付決定通知書を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、住宅を取得してから1年以内に南越前町若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金交付申請書(様式第3号。以下「交付申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の交付申請書のほか、必要な書類を提出させ、又はその一部を省略させることができる。

3 補助金の交付申請は、1人1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じた調査を行い、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、南越前町若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第11条 補助対象者は、対象工事が完了したときは、速やかに南越前町若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金完了実績報告書(様式第5号)に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に対して南越前町若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、速やかに南越前町若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに対象者に対して支払うものとする。

(調査等)

第13条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、工事に関する調査等を行うことができる。

(交付の取消し)

第14条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第11条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に町から転出したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに

係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(書類の保管)

第16条 対象者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条に規定する補助金の認定申請の事案については、同日後もなお効力を有する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。